

2. 補足

日本冠動脈外科学会倫理・COI委員会

第1号（演者）（本学会学術集会などでの発表）

（開示の範囲）

筆頭演者が開示する義務のある利益相反状態は、発表内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

（抄録提出時）

本学会の学術集会、シンポジウム、講演会、および市民公開講座などで発表・講演を行う筆頭演者は、演題応募や抄録提出時に、過去3年間における筆頭演者の利益相反状態の有無を明らかにする。

（発表時）

発表時に明らかにする演者（共同演者・座長・司会を含む）の利益相反状態については、「冠動脈外科研究の利益相反に関する指針」（以下、本指針）IV. 開示・公開すべき事項で定められたものを、発表スライド、あるいはポスターの最初に、「演者・座長・司会の利益相反自己申告書」（様式1）に従って開示する。開示が必要なものは抄録提出3年前から発表時までのものとする。ただし、各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額等を次のように定める。

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上は申告する。
- ② 株の保有については、1つの企業についての3年間の株による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合は申告する。
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上の場合には申告する。
- ④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業・団体からの年間の講演料が合計100万円以上の場合には申告する。
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計100万円以上の場合には申告する。
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費、寄附金（奨学寄附金等）については、発表内容に関して1つの企業・団体等から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に申告者が実質的に用途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた額が年間100万円以上の場合には申告する。
- ⑦ 訴訟等に際して企業や営利を目的とした団体から支払われる顧問料及び謝礼については、1つ

の企業・団体からの年間の顧問料及び謝礼が合計100万円以上の場合は申告する。

- ⑧ 企業や営利を目的とした団体からの研究員等の受け入れについては、企業や営利を目的とした団体から研究員を受け入れている場合に記載する。
- ⑨ 企業や営利を目的とした団体が提供する寄付講座については、企業や営利を目的とした団体からの寄付講座に所属している場合に記載する。
- ⑩ その他の報酬(研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など)については、1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上の場合は申告する。

第2号(役員等)

(開示・公開の範囲)

役員、委員長、会長、次期会長、次々期会長が開示・公開する義務のある利益相反状態は、本学会が行う事業に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

(就任時)

本学会の役員等は、新就任時と、就任後は1年ごとに「役員等の利益相反自己申告書」(様式2)を提出しなければならない。また、在任中に新たな利益相反状態が発生した場合は、6週以内に様式2によって報告する義務を負うものとする。様式2に開示・公開する利益相反状態については、本指針IV. 開示・公開すべき事項で定められたものを自己申告する。各々の開示・公開すべき事項について、自己申告が必要な金額は補足第1号で規定された金額と同一とする。様式2は1年間分を記入し、その算出期間を明示する。新就任時は就任日から3年前までさかのぼった利益相反状態を自己申告しなければならない。この場合、就任日から3年分を1年ごと様式2に作成して提出する。

役員等のいずれかを兼任する者は、その就任の時期の最も早いものについて、その就任日の3年前までさかのぼった自己申告書(様式2)を提出する。

第3号(役員等の利益相反自己申告書の取扱い)

本補足に基づいて学会に提出された様式2、およびそこに開示された利益相反状態(利益相反情報)は学会事務局において、理事長を管理者とし、個人情報として厳重に保管・管理される。利益相反情報は、本指針に定められた事項を処理するために、理事会および利益相反委員会が随時利用できるものとする。その利用には、当該申告者の利益相反状態について、疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に、利益相反委員会の議論を経て、理事会の承認を得た上で、当該利益相反情報のうち、必要な範囲を学会内部に開示、あるいは社会へ公開する場合を含むものとする。

様式2の保管期間は役員等の任期終了後3年間とし、その後は理事長の監督下で廃棄される。ただし、様式2の保管期間中に、当該申告者について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合は、理事会の決議により、様式2の廃棄を保留できるものとする。

第4号（施行日および改正方法）

本規定は，社会的要因や産学連携に関する法令の改編などから，個々の事例によって一部に変更が必要となることが予想される。倫理・COI委員会は見直しのための審議を行い、理事会の決議を経て，本補足を改正することができる。

附則

- 1 本指針は平成30年7月13日より施行する。
- 2 本指針は令和元年7月12日より施行する。
- 3 本指針は令和4年11月24日より施行する。